

松川町国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和2年2月7日 午後7時00分～
場所 松川町役場 2階 協議会室

(全体進行：事務局)

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 自己紹介
- 5 正副会長の選任について
- 6 正副会長あいさつ
- 7 会議録署名委員の選任について
- 8 協議事項（進行：会長）
 - (1) 国民健康保険事業の状況について
 - (2) 令和元年度国民健康保険特別会計決算見込みについて
 - (3) 令和2年度国民健康保険特別会計予算（案）について
 - (4) その他
- 9 質 疑
- 10 閉 会

松川町国民健康保険運営協議会委員名簿

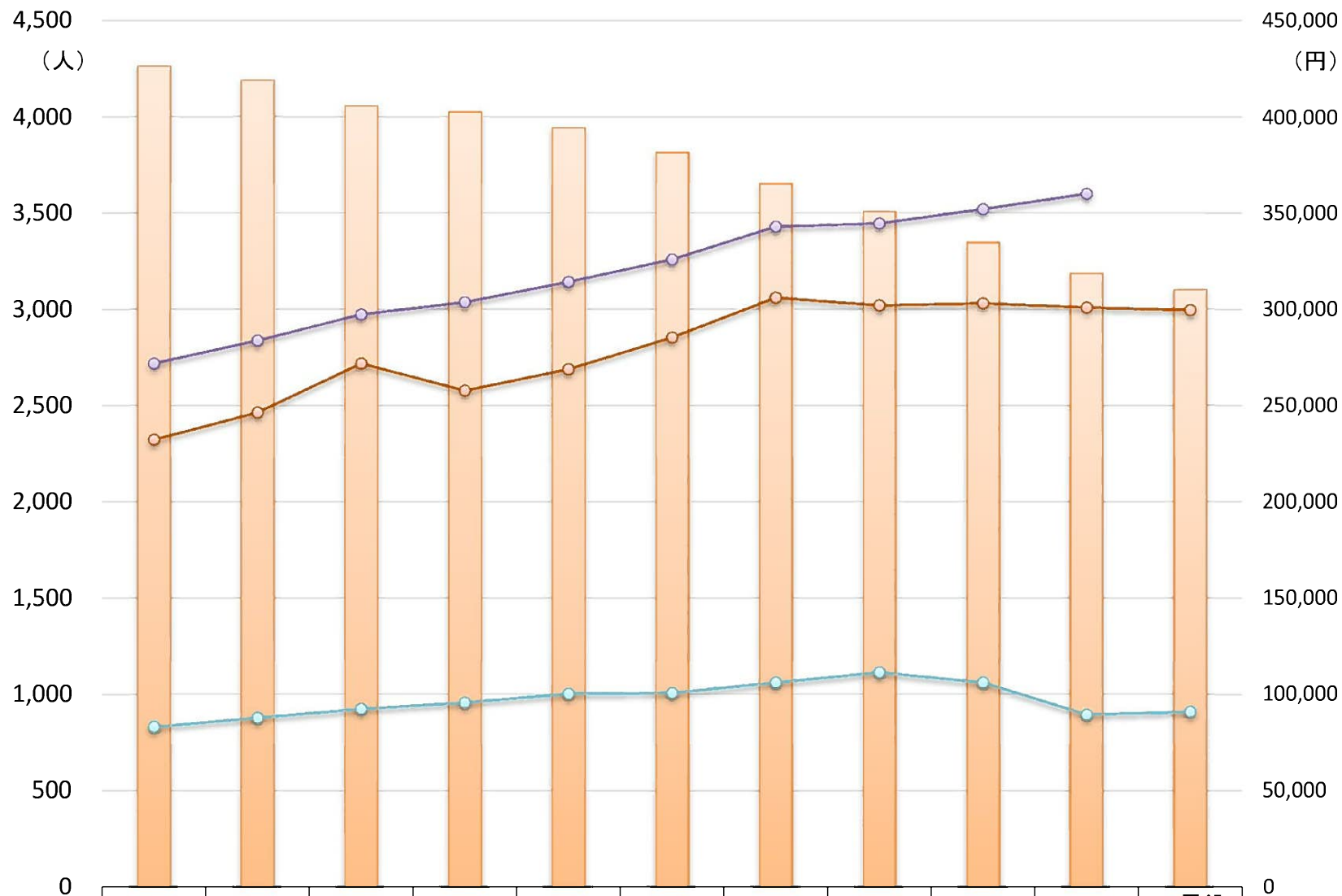
代表区分	氏 名	自治会	任 期
公 益 代 表	松 井 悦 子	上町	令和元年6月1日 ～ 令和3年5月31日 3期
〃	中 平 文 夫	城北	令和元年6月1日 ～ 令和3年5月31日 2期
〃	熊 谷 宗 明	増野	令和元年6月1日 ～ 令和3年5月31日 2期
〃	黒 澤 哲 郎	宗源原	令和元年6月1日 ～ 令和3年5月31日 2期
保 険 医 代 表	宮 澤 豊	中央二	令和元年6月1日 ～ 令和3年5月31日 11期
〃	米 山 繁 樹	北名子	令和元年6月1日 ～ 令和3年5月31日 【新】
〃	中 塚 龍 也	名子中部	令和元年6月1日 ～ 令和3年5月31日 3期
〃	横 田 陽 一	(日赤)	令和元年6月1日 ～ 令和3年5月31日 【新】
被 保 険 者 代 表	宮 澤 國 光	諏訪形	令和元年6月1日 ～ 令和3年5月31日 5期
〃	佐 藤 八 重	本町	令和元年6月1日 ～ 令和3年5月31日 【新】
〃	西 尾 幸 久	新井南部	令和元年6月1日 ～ 令和3年5月31日 【新】
〃	下 澤 淳 子	中山	令和元年6月1日 ～ 令和3年5月31日 2期

資 料

令和2年度
第2回 松川町国民健康保険運営協議会資料

(令和2年2月)

1. 国民健康保険事業の状況について（被保険者数と医療費の推移）



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1(見込)
被保険者数	4,265	4,190	4,058	4,027	3,944	3,817	3,654	3,508	3,349	3,189	3,103
1人当たり医療費(県)	272,133	284,005	297,460	303,819	314,403	326,029	343,105	344,635	352,123	360,137	
1人当たり医療費	232,571	246,696	272,085	258,104	269,063	285,636	306,242	302,204	303,274	301,147	299,775
1人当たり保険税額	83,187	88,037	92,622	95,887	100,423	100,772	106,192	111,505	106,180	89,583	91,113

1. 国民健康保険事業の状況について（国民健康保険特別会計の動き）

単位：千円

	H26	H27	H28	H29	H30	R1(見込)
歳入決算額	1,455,440	1,791,629	1,741,533	1,734,065	1,320,500	1,275,383
国民健康保険税	322,735	339,743	326,719	304,395	249,503	234,501
国県支出金等	921,084	1,238,137	1,172,759	1,171,258	838,099	873,753
繰入金	98,378	158,221	114,139	120,204	69,004	157,156
法定内繰入	48,378	68,221	64,139	70,204	64,274	66,336
法定外繰入	50,000	65,000	50,000	50,000	4,730	10,820
県基準内				3,720	4,730	10,820
県基準外(決算補填)	50,000	65,000	50,000	46,280		
基金繰入金	0	25,000	0	0	0	80,000
繰越金	112,872	53,887	125,576	136,390	162,022	9,427
その他収入	371	1,641	2,339	1,817	1,872	546
歳出決算額	1,401,553	1,666,053	1,605,143	1,572,043	1,311,073	1,272,640
総務費	8,530	7,133	7,547	10,349	6,835	9,738
保険給付費	920,433	962,938	911,048	855,225	830,199	868,874
公費支払	439,693	648,237	630,170	612,926	0	0
国保事業費納付金					352,515	374,664
保健事業費	9,997	12,090	12,162	14,827	14,692	18,127
基金積立金	5,017	35,022	25	70,011	95,006	34
その他支出	17,884	633	44,191	8,705	11,827	1,203
実質収支	53,887	125,576	136,390	162,022	9,427	2,743
単年度収支(繰越金除く)	-58,985	71,689	10,813	25,632	-152,595	-6,684
県基準外繰入を除いた場合	-108,985	6,689	-39,187	-20,648	-152,595	-6,684
実質単年度収支(基金除く)	-53,968	81,711	10,838	95,643	-57,589	-86,650
基金残高	45,130	55,152	55,177	125,188	220,194	140,228

2. 令和元年度国民健康保険特別会計 決算見込みについて

(1) 主な会計科目（歳入）

①保険給付費等交付金（普通交付金）

- ☞ 保険給付費（医療費）に対する県からの交付金
- その年にかかった保険給付費（医療費）は、この交付金ですべて賄われる。
 - ただし、出産育児一時金、葬祭費、任意給付（結核精神給付金）と審査支払手数料の一部は、交付の対象外となる。

②保険給付費等交付金（特別交付金）

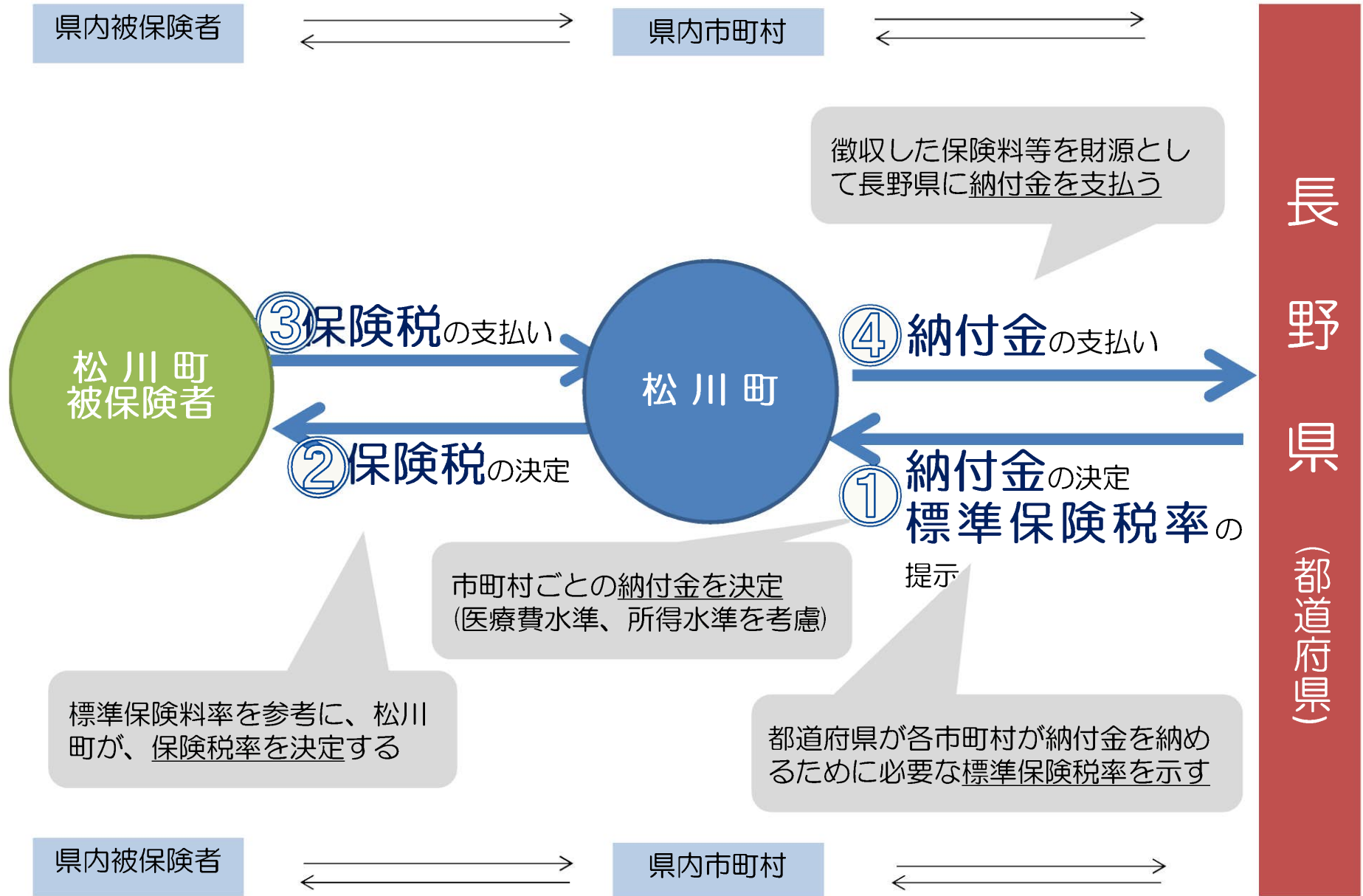
- 基本的には、制度改正以前の特別調整交付金に当たるもの。
- ☞ 保険者努力支援制度はこの交付金により交付される。

(2) 主な会計科目（歳出）

① 国民健康保険事業費納付金

- ☞ 松川町（市町村）から長野県に納める納付金で、保険給付費（医療費）等の財源に充てられる。
- この制度により、長野県全体でかかる国保医療費を、長野県全体の被保険者で負担している。
- 納付金額は、医療費水準や所得水準、被保険者数等によって算定。

参考1：納付金と保険税の流れのイメージ



※ 1 納付金

松川町（市町村）が長野県（都道府県）に支払うお金。被保険者の数や医療費水準、所得水準に応じて額が決定。

なお、医療費水準は、長野県の場合、市町村ごとの医療費水準がそのまま反映される。

例)	医療費が安い市町村	⇒	納付金が安くなる
	所得水準が高い市町村	⇒	納付金が高くなる

※ 2 標準保険税率

長野県（市町村）から松川町（市町村）に示される、目安となる保険税率。

これにより、住民負担の見える化や市町村間での比較が可能となる。
なお、国保税率の決定は、松川町（市町村）が行う。

(3) 現時点での決算見込み

歳出歳入区分	金額
歳入	1,275,383千円
歳出	1,272,640千円
繰越金見込額	2,743千円

期末までに想定される繰越金の主な変動要因

○歳入

保険税の収納率

○歳出

(医療費の上昇は歳入の保険給付費等でカバーされるため±0)

3. 令和2年度国民健康保険特別会計 予算(案)について

(1) 予算規模

年 度	予算規模
令和2年度	1,163,026千円
令和元年度	1,272,341千円
比 較	▲109,315千円

(予算規模が小さくなる主な要因)

○歳 入

保険給付費等交付金の減少(対前年比▲54,915千円)

松川町国民健康保険基金繰入金の減少(対前年比▲60,000千円)

○歳 出

保険給付費(医療費)の減少(対前年比▲56,730千円)

納付金(県への支払)の減少(対前年比▲54,984千円)

(2) 松川町の納付金（県提示額）

年間納付金額 319,680千円（対前年比85.3%）

（内 訳）

	一般分	退職分
医療分	200,469千円	50千円
支援分	85,807千円	3千円
介護分	33,351千円	（介護分は一般と退職の区別なし）

◎ 松川町の納付金が減少した主な要因

長野県全体の納付金総額が減少したため

県納付金総額（一般分）510億円（対前年比▲88.8%）

⇒前期高齢者交付金が増加（対前年比＋26億円）

県のH30決算繰越金等（約35億円）を納付金の減算に活用

(3) 納付金の県内動向

○年間納付金額（一人当たり）

松川町 57→63位 / 77市町村

	激変緩和前	激変緩和後
松川町	106,613円 (対前年比▲15,899円)	106,613円 (対前年比▲11,839円)
長野県平均	132,230円 (対前年比▲13,905円)	117,919円 (対前年比▲9,265円)
県内1位(最大)	155,670円	145,079円
県内77位(最少)	91,258円	78,540円
増加市町村	52 / 77市町村	52 / 77市町村
減少市町村	25 / 77市町村	25 / 77市町村

- ① 増加・減少の比較はH28年度比（松川町は微減 H28比 99.55%）
- ② 激変緩和措置対象（上限値）H28年度比 101.59%（下限値）設定せず

(4) 医療費指数による納付金の比較

松川町 66位 / 77市町
(前年と同じ)

	医療費指数
松川町	0.827 (対前年比▲0.011)
全国平均	1.000
長野県平均	0.941 (対前年比▲0.002)
県内1位(最大)	1.233
県内77位(最少)	0.661

医療費指数・・・全国平均を「1」としたときの医療費を比較した係数

- ・ 1より小さい場合には、全国平均より医療費が安い
- ・ 1より大きい場合には、全国平均より医療費が高い

(5) 一人当たり総所得額による納付金の比較

松川町 42位 /77市町村
(前年より2位下落)

	一人当たり総所得額	県平均比較
松川町	548,859円 (対前年比+13,047円)	0.973 (対前年比+0.003)
長野県平均	564,276円 (対前年比+11,753円)	1.000
県内1位(最大)	1,097,497円	1.945
県内77位(最少)	383,277円	0.679

(6) 標準保険料率

①松川町の標準保険税率(県提示額)

○標準保険税率と現行保険税率の比較

上 段: 標準保険税率
(下 段: 令和1年度保険税率/額)

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	5.70% (5.00%)	0.00% (5.00%)	20,617円 (15,000円)	21,337円 (13,300円)
				41,954円 (28,300円)
支援金分	2.45% (2.55%)	0.00% (5.00%)	9,183円 (6,500円)	8,283円 (5,100円)
				17,466円 (11,600円)
介護分	2.32% (2.30%)	0.00% (5.00%)	10,062円 (7,200円)	8,268円 (4,900円)
				18,330円 (12,100円)

②長野県の標準保険税率

現時点で税水準の統一がなされた場合の税率

	所得割	資産割	均等割＋平等割
医療分	6.35% (対前年比▲1.02%)	0.00%	37,186円 (対前年比▲5,403円)
支援金分	2.47% (対前年比±0%)	0.00%	14,193円 (対前年比＋24円)
介護分	2.30% (対前年比＋0.08%)	0.00%	16,532円 (対前年比＋309円)

③飯田市の標準保険税率(県提示額)

飯伊二次医療圏による税水準の統一がなされた場合のイメージ

	所得割	資産割	均等割＋平等割
医療分	5.94%	0.00%	43,706円
支援金分	2.47%	0.00%	17,589円
介護分	2.32%	0.00%	18,296円

※税水準の統一は県WGで検討中であり、令和2年度中にロードマップが策定される予定。統一時期については令和9年度を目標とする案がある。その前段として二次医療圏での統一を挟む可能性もある。

③標準保険税率算定のイメージ

①納付金額
＜市町村別＞

【減算】個別に歳入となるものを控除する

- ・保険者支援制度（医療分）＜国1/2 県1/4 市町村1/4＞
- ・国特別調整交付金（算定可能分）・都道府県繰入金（算定可能分）
- ・保険者努力支援制度（市町村分）・特定健診等負担金
- ・出産育児一時金（法定繰入分）など

【加算】個別の諸経費を加える

- ・保健事業費
- ・葬祭諸費
- ・出産育児諸諸費
- ・直診勘定繰出金
- ・任意給付
- ・特定健診費 など

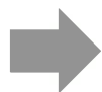
②算定に必要な保険料総額

【標準的な収納率の算出】

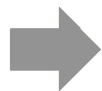
- ・確実に保険料総額を確保するため、収納率で割り戻し加算
- ・適用収納率は各市町村の過去3年平均

③調整後の算定に必要な保険料総額

I	応能割 賦課総額
II	応益割 賦課総額



所得割率



均等割額

平等割額

(7) 令和2年度の税率案

資産割廃止により4方式から3方式へ

県算出の標準保険料率をベースに算出し税率はアップ

※ただし基金残高の活用により町独自の激変緩和を実施

※詳細は下記(3)を参照

上 段: 令和2年度保険税率案
(下 段: 令和1年度保険税率/額)

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	5.70% (5.00%)	0.00% =廃止 (5.00%)	15,000円 (15,000円)	13,300円 (13,300円)
			28,300円 (28,300円)	
支援金分	2.55% (2.55%)	0.00% =廃止 (5.00%)	9,200円 (6,500円)	7,800円 (5,100円)
			13,300円 (11,600円)	
介護分	2.32% (2.30%)	0.00% =廃止 (5.00%)	9,500円 (7,200円)	6,500円 (4,900円)
			13,800円 (12,100円)	

参考2: 税率案の前提条件

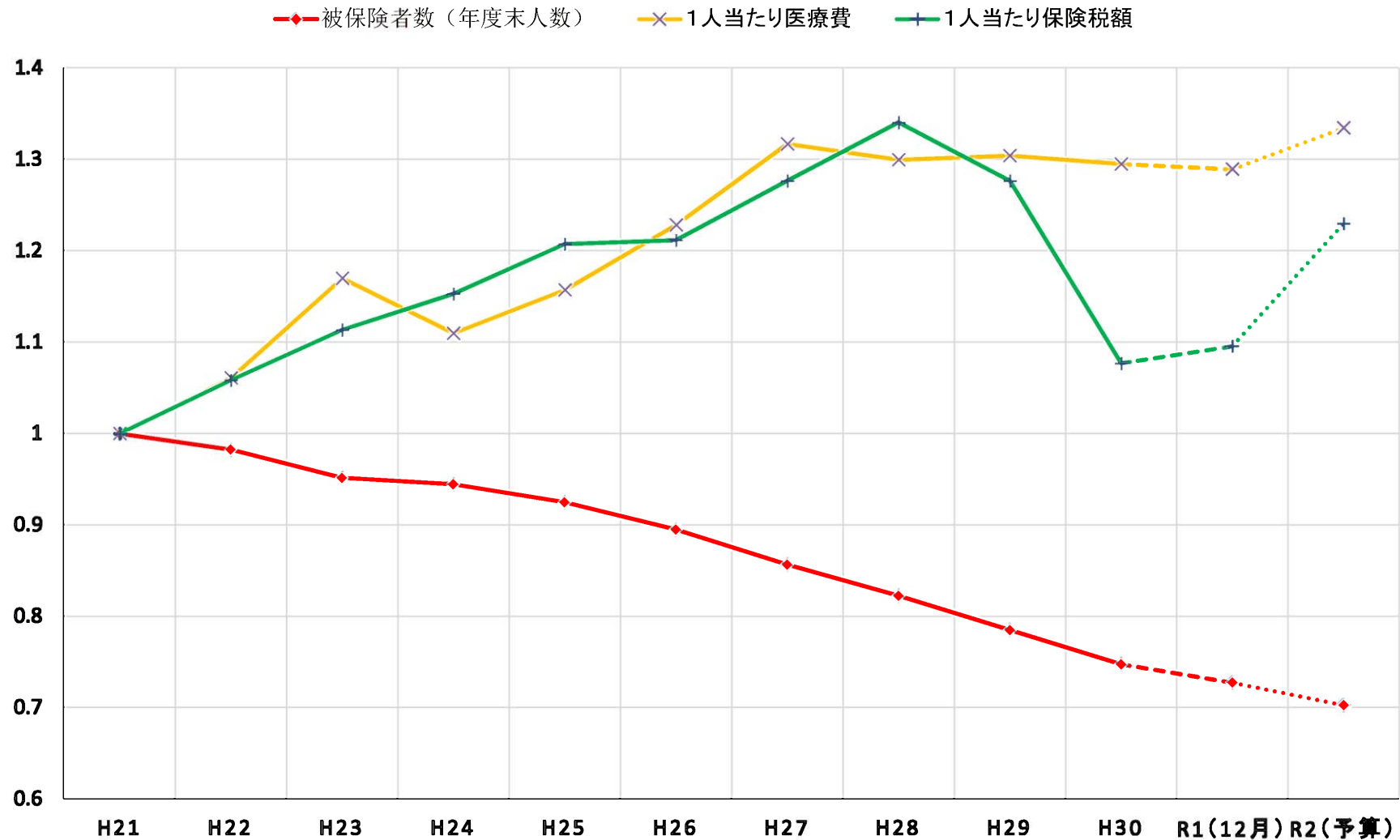
- ① 県提示税率を基本とする。→納付金を支払うために算出された税率につき
- ② 現行税率より下がらないようにする。→次頁の参考3を参照
- ③ 直近改定前の税率(=H29)より上がらないようにする。→激変緩和策

			R2(町予算案)				県提示税率		H31(現行税率)		H29	
			税率	H31比	H29比	3方式	税率	3方式	税率	4方式	税率	4方式
医療分	応能	所得割	5.70%	0.70%	-0.15%	応能割	5.70%	応能割	5.00%	応能割	5.85%	応能割
		資産割	0%	-5.00%	-5.00%	59.39%	0.0000	49.00%	5.00%	55.4%	0.0500	59.0%
	応益	均等割	15,000	0	0	応益割	20,617	応益割	15,000	応益割	15,000	応益割
		平等割	13,300	0	0	40.61%	21,337	51.00%	13,300	44.6%	13,300	41.0%
支援分	応能	所得割	2.55%	0.00%	-0.85%	応能割	2.45%	応能割	2.55%	応能割	3.40%	応能割
		資産割	0%	-5.00%	-5.00%	51.08%	0.0000	49.01%	5.00%	61.5%	5.00%	57.0%
	応益	均等割	9,200	2,700	-300	応益割	9,183	応益割	6,500	応益割	9,500	応益割
		平等割	7,800	2,700	0	48.92%	8,283	50.99%	5,100	38.5%	7,800	43.0%
介護分	応能	所得割	2.32%	0.02%	-0.78%	応能割	2.32%	応能割	2.30%	応能割	3.10%	応能割
		資産割	0%	-5.00%	-5.00%	52.63%	0.0000	49.09%	5.00%	61.8%	5.00%	59.0%
	応益	均等割	9,500	2,300	0	応益割	10,062	応益割	7,200	応益割	9,500	応益割
		平等割	6,500	1,600	0	47.37%	8,268	50.91%	4,900	38.2%	6,500	41.0%

参考3: 上記②の根拠

中長期的な傾向で見た場合、医療費水準と保険税額に乖離が生じている。

保険給付費(医療費)と保険税の推移



(8) 財政調整基金の取崩しによる繰入

平成30年度末の基金残高実績…220,000千円

令和 1 年度末の基金残高見込…140,000千円(80,000千円の取崩)

令和 2 年度中の基金取崩見込… 20,000千円

基金取崩の理由

本来、県へ納付金を支払うためには、県が示す市町村標準保険料率まで税率を引上げなくては行けないが、被保険者の実感に配慮した激変緩和を実施するため。



今後の基金のあり方（活用策）

県が示す市町村標準保険料率と町の税率との差額相当分を目安に取り崩す。

(9) 一般会計からの繰入

長野県国民健康保険運営方針に基づいて繰入を行う

- ①法定の繰入については、これまで通り行う。
- ②保健事業費（特定健診等費用）については、町として予防活動に力を入れていくため、繰入を行う。

③決算補てん目的の繰入は行わない。

（決算補てん目的の繰入とは・・・）

- ・保険料収納不足にともなう繰入
- ・医療費増加に伴う繰入
- ・保険税軽減目的の繰入

※上記の状況が生じた時には、町の国保基金の繰り入れによる対応を検討する。

参考4:繰入の区分について

1) 法定繰入

- ① 保険基盤安定制度
(保険税軽減分/保険者支援分)
- ② 事務費
(歳出「総務費」相当分)
- ③ 出産育児一時金
(歳出額の2/3)
- ④ 国保財政安定化支援事業
年齢構成調整等 (交付税措置額の1.25倍)

2) 法定外繰入

(「1)」以外の一般会計からの繰入)

- ① 決算補填目的外(県方針基準内)繰入
(保健事業費、基金積立、地単影響分等)
- ② 決算補填目的(県方針基準外)繰入
(保険料収納不足補填、医療費増加、
保険税軽減目的等)

解消が必要な一般会計繰入 ←

参考5: 令和2年度当初予算における一般会計繰入の詳細

区 分		繰入額
1) 法定	①保険基盤安定制度	48,648千円
	②事務費	9,813千円
	③出産育児一時金	3,360千円
	④国保財政安定化支援事業	4,205千円
	小 計	66,026千円
2) 法定外	①決算補填目的の外繰入 (県国保運営方針基準内繰入) ○保健事業費分 ○地方単独事業影響分 (福祉医療費現物給付化に伴うもの)	9,512千円 274千円
	②決算補填目的繰入 (県国保運営方針基準外繰入)	0円
	小 計	9,786千円
合 計		75,812千円 (対前年比▲1,398千円)